豊中市立学校における学校医等の配置及び報酬の支給に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第23条の規定に 基づき委嘱する学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校医等」とい う。)の配置及び報酬の支給について定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 学校医等の委嘱は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師の免許を有する 者のうちから、豊中市医師会、豊中市歯科医師会又は豊中市薬剤師会の推薦に 基づき、豊中市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う。

(学校医の配置)

- 第3条 学校医は、内科、眼科及び耳鼻咽喉科の担当医師とし、豊中市立学校 (以下「学校」という)1校につき各科1人を配置する。
- 2 前項の規定にかかわらず、内科の学校医については、児童又は生徒の数概ね 500人ごとに副内科校医1人を追加で配置する。

(学校歯科医の配置)

- 第4条 学校歯科医は、学校1校につき1人を配置する。
- 2 前項の規定にかかわらず、児童又は生徒の数概ね500人ごとに副学校歯科 医1人を追加で配置する。

(学校薬剤師の配置)

- 第5条 学校薬剤師は、学校1校につき1人を配置する。
- 2 前項の規定にかかわらず、義務教育学校については前期課程及び後期課程に それぞれ1人を配置する。

(夜間学級への配置)

第6条 第3条から第5条の規程にかかわらず、夜間学級については、併設する 中学校の学校医等とは別に1人ずつを配置する。

(委嘱の期間)

第7条 学校医等の委嘱の期間は、毎年度4月1日から3月31日までとする。

(報酬の額)

第8条 学校医等の報酬は、「嘱託医師その他の非常勤の職員の報酬の額等に関する規則」第2条及び別表第1により定められた額とする。

(支給の期日)

- 第9条 学校医等の報酬は、年度末に支給する。ただし、教育長が特に認めた場合は、月割りによって支給することができる。
- 2 報酬の月割りの計算に当たり1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年(2020年)12月22日から実施し、令和3年(2021年)4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和5年(2023年)4月1日から施行する。